

平成23年 1月14日

霧島大規模養豚場建設阻止連絡協議会会長 殿

鹿児島県に提出しました質問に対する回答の内、防災に関わる部分の抜粋です。

質問書について（回答）

平成22年12月1日付けで依頼のあったことについては、別添のとおりです。

（問い合わせ先）

環境林務部	環境林務課	企画調整係	電話 099-286-2587	099-286-5544
	自然保護課	野生生物係	電話 099-286-2616	099-286-5546
	環境保全課	大気係	電話 099-286-2627	099-286-5548
企画部	森林整備課	森林保全係	電話 099-286-3392	099-286-5611
	地域政策課	土地対策係	電話 099-286-2438	099-286-5529
保健福祉部	生活衛生課	乳肉衛生係	電話 099-286-2788	099-286-5562
農政部	畜産課	企画経営係	電話 099-286-3216	099-286-5599
		衛生環境係	電話 099-286-3224	099-286-5599

5 ゴルフ場開発業者(株)キリシマは防災対策について、進捗報告では適切に行っていると報告していますが、現地実情は調整池に大量の土砂が堆積しており、調整池としての機能を果たしていません。加えてゴルフ場全域の雨水の大半が調整池を経由せずに河川に流入しております。7月3日の永水地区の洪水は手籠川源流部分から発生しております。管理監督責任のある行政はこの現実をご存知ですか？

現地をご覧になりましたか？

加えて、業者は7月3日の洪水以降調整池の土砂の搬出を行い、管理責任を遂行しているように取り繕っています。この現実をご存知ですか？

業者報告はありましたか？

#### 回答

県は、本年7月26日に現地調査を実施し、事業者に対し調整池の土砂の搬出等を指導しました。

事業者は、災害後の7月上旬から調整池の土砂の搬出をするための道路補修に着手し、8月上旬から9月下旬にかけて土砂の搬出を行っており、県はその連絡を受けて、9月30日に現地を確認しました。

(森林整備課)

#### 再質問

確かに災害後、調整池の土砂の搬出は行っております。私達の質問は災害後の指導も含まれますが、災害前に調整池としての機能があったかも問いかけております。

以下の問題があります。

- ・ 調整池からの搬出土砂は調整池付近、またはゴルフ場外の手籠川近接位置に積まれています。雨が降る都度、崩壊し、調整池への堆積、または手籠川への流出が必至の状況です。土砂を搬出した場所、現状を確認し、指導願います。
- ・ 業者は雨水は排水路をとおり、調整池へ導かれ、調整池は機能していたと主張しております。住民と霧島市行政の業者抜きでの共同視察で排水路の決壊、調整池を経由せずに直接手籠川へ濁流が流れた場所を確認しております。鹿児島県行政と住民で洪水防止目的の維持管理が行われていない現場の視察を要請します。
- ・ 10月6日、始良・伊佐地域振興局・林務水産課より「主要防災施設が未完了であることは現地調査の際に確認している。未完了部の早期完成を指導する」との文書が(株)キリシマ向けに出されております。このB調整池は調整能力がなかったと住民は理解してよろしいのでしょうか？

なお、このB調整池について(株)キリシマは住民、および霧島市に対しては調整機能があると説明しております。この回答が正しいと県がご判断されるのであれば、どのような仕組みで調整能力が機能していたのか、簡単な図面で住民が分かりやすいようにご教示ください。

- ・ 私達の24項目質問につきまして、森林整備課より「毎年梅雨前に、林地開発許可地における災害の未然防止について、文書指導を行っている」との回答を頂戴しております。

梅雨時の豪雨を未然に防止するとのお考えからの指導であると理解いたします。

この指導を(株)キリシマは毎年遵守しておりましたでしょうか？

本年に限っただけでもその指導を実行したという証左を開示くださいますか？

- ・ 私達の24項目質問につきまして、森林整備課より回答を頂戴しましたのは11月11日付けです。この時点では前項は既知の事項であったと思われま。秘匿された理由がございましたら教えてください。

#### 再質問回答

- ・ 県は、毎年、事業者に対し、施工状況報告書を提出させ、必要に応じて現地調査を実施しており調整池に堆積した土砂を搬出した場所現状を確認しています。  
調整池付近に搬出した土砂については、流出しないための必要な対策をとるようさらに指導します。  
また、手籠川の近くに搬出した土砂については早急に安全な場所に移働するよう指導しております。
- ・ 県は、排水路の破損や、雨水が直接手籠川へ流れている場所について確認しており、今後とも必要に応じて調査を行います。
- ・ B調整池は、擁壁の一部が完了していないものの排水塔を含めて水を貯める形状は形成されていきました。
- ・ 県は、事業者が防災対策として定期的に巡回管理を行い、必要に応じて調整池に堆積した土砂の搬出などを実施していると聞いています。
- ・ 全24項目の質問に対してまとめて回答したことにより、時期のずれが生じたものであり、秘匿したものではありません。

(森林整備課)

#### 6 ゴルフ場建設の建設を中断したのが平成9年8月31日です。

県より、入手しました工事進捗状況報告書の中断理由は塗りつぶされております。この理由をお示しください。

工事中断から現在まで13年間、河川へ土砂が流出し続けており、水田耕作者に多大な被害を与え続けました。当然、管理監督される行政に対して業者は防災対策関係の報告を行っていると思われま。行政の指導内容、業者が実施した防災対策の実績、それに関わった人員、日誌等を業者に請求し公開願います。

#### 回答

ゴルフ場建設の工事中断の理由については、鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に基づき、経営上の秘密に関する情報であり、公にすることにより当該法人の事業活動における競争上の地位を害するおそれがあると認められること、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないことから開示していません。

土地利用協議を所管する地域政策課においては、鹿児島県土地利用対策要綱第8条に基づき工事中断中のゴルフ場について事業者及び地元自治体とともに毎年5月に現地調査を行っています。

林地開発許可を所管する森林整備課においては、毎年、事業者に対し、森林法施行細則第8条に基づく施工状況報告書を提出させ、必要に応じて現地調査を実施するとともに、毎年梅雨前に、林地開発許可地における災害の未然防止について、文書指導を行っています。

(地域政策課、森林整備課)

## 再質問

私達は事業者及び地元自治体とともに毎年5月に現地調査につきまして、大きな漏れがあるとの認識を持っております。また災害の未然防止を念頭に置いた維持管理は行われておりません。

7月3日の洪水後、調整池からの土砂搬出作業が行われました。搬出土砂は調整池付近、またはゴルフ場外の手籠川近接位置に積まれております。雨が降る都度、崩壊し、調整池への堆積、または手籠川への流出が必至の状況です。土砂を搬出した場所、現状を確認し、指導願います。

11月2日、住民と霧島市行政の業者抜きの共同視察で排水路の決壊、調整池を經由せず直接手籠川へ濁流が流れた場所を確認しております。鹿児島県行政と住民で洪水防止目的の維持管理が行われていない現場の視察を要請します。

## 再質問回答

土地利用協議を所管する地域政策課においては、毎年5月に現地調査を行い、土地利用協議の承認後の工事の進捗状況及び今後の見込みを確認しています。

林地開発許可を所管する森林整備課及び始良・伊佐地域振興局林務水産課（以下、「森林整備課等」という）においては、毎年、事業者に対し、施工状況報告書を提出させ、必要に応じて現地調査を実施しており、調整池に堆積した土砂を搬出した場所や現状を確認しています。調整池付近に搬出した土砂については、流出しないための必要な対策をとるようにさらに指導します。

また、手籠川の近くに搬出した土砂については早急に安全な場所に移動するよう指導しております。

森林整備課等は排水路の破損や、雨水が直接手籠川へ流れている場所について確認しており今後とも、必要に応じて調査を行います。

（地域政策課、森林整備課）